



産業廃棄物処理計画作成報告書

令和 5 年 6 月 30 日

(宛先) ~~北部~~  
 埼玉県 ~~熊谷~~ 環境管理事務所長

報告者 住 所 東京都新宿区西新宿2-6-1  
 住友新宿ビル34F  
 氏 名 株式会社 AQ Group  
 代表取締役 宮沢 俊哉  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 03-6302-5001 (代表)  
 048-529-2281 (埼玉北支店)

令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成(変更)したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段(後段)の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	株式会社 AQ Group (管轄支店：埼玉北支店)
事業場の所在地	埼玉県内の各建設現場 ※さいたま市・川越市・越谷市を除く (管轄支店所在地：熊谷市原島1183-1)
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
変更の概要	

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

06 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	33億5621万円
③ 従業員数	48人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>【主な処理の工程】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃プラスチック類 → 破砕/圧縮 → 再利用または安定型埋立</li> <li>・ 紙くず → 破砕/圧縮 → 再利用</li> <li>・ 木くず → 破砕 → 再利用</li> <li>・ 金属くず → 破砕 → 再利用</li> <li>・ ガラス、陶磁器屑 → 破砕 → 再利用または安定型埋立</li> <li>・ がれき類 → 破砕 → 再利用または安定型埋立</li> </ul> <p>※収集運搬及び中間処分・最終処分を業者に委託                  (委託先処理業者により内容は若干異なる)</p>

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

建築推進部長 (総括業務責任者)

— 建築推進部 (産業廃棄物の処理に係る企画、推進部署)

支店長 (支店最高責任者)

— 管理総括 (支店管理者)

— 工務担当者 (工事現場管理者)

— 支店産業廃棄物担当者 (産業廃棄物マニフェスト管理部署)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度 ( 4年度) 実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	別紙参照	
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 梱包資材の簡素化</li> <li>・ 実寸発注の実施 (木くず削減)</li> <li>・ 余剰材の回収 (金属 他)</li> </ul>		
② 計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	別紙参照	
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 梱包レスの推進</li> <li>・ 余剰材回収品目の拡大</li> <li>・ 工場加工品目および内容の見直し</li> </ul>		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、ダンボール、石膏ボードはそれぞれに袋にて分別
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別品目を細分化し、廃プラスチック、がれき類についても分別

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当無し	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	別紙参照	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙参照	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙参照	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙参照	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙参照	t
	(これまでに実施した取組)  委託基準に沿って、基準を厳守できる業者の選定。 電子マニフェストの完全運用及び管理。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	別紙参照	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙参照	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙参照	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙参照	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙参照	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生利用・熱回収が可能である廃棄物は、専門業者への委託切替。</li> <li>可能な限り優良認定処理業者から選定する。</li> </ul>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
  - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の1第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

